

決 算 審 査 特 別 委 員 会

口 頭 指 摘 事 項 (案)

令和3年12月20日

## 令和2年度決算に係る指摘事項一覧

### 【口頭指摘】

- 1 今後の部活動の在り方について (教育委員会)
- 2 教員の ICT 活用指導力向上について (教育委員会)
- 3 「介護で働きたい！」を増やす参入促進事業について (福祉保健部)
- 4 「STOP 若者流出！プロジェクト」事業（大学連携）について  
(子育て・人財局)
- 5 持続可能な上下水道事業の推進について (生活環境部)
- 6 まちなか振興ビジネス活性化支援事業について (商工労働部)
- 7 避難所の生活の質向上の取組について (危機管理局)
- 8 鳥取港コンテナ取扱可能性調査について (県土整備部)

# 決算審査特別委員会 口頭指摘

(令和3年12月20日)

決算審査特別委員会において令和2年度決算を審査した結果、検討又は改善を要する事項をまとめました。そのうち、口頭指摘についての申し渡しを行います。

## 第1点目は、今後の部活動の在り方についてであります。

働き方改革の一環として、中学校及び高等学校で部活動に係る教員の負担軽減のため、希望する学校には単独指導、単独引率が行える部活動指導員の配置を行っています。

部活動指導員の配置は、顧問の部活動に係る指導時間の削減となり、部活動指導を負担に感じる教員にとっては効果的だと考えます。

一方、やりがいを持って部活動指導を行っている教員には、働き方改革による指導時間等の制約を受けない環境も必要であると考えます。

国では中学校における休日の部活動を令和5年度から段階的に地域へ移行していく方針を示しており、県教育委員会では部活動の今後の在り方や方向性に係る検討を行っていますが、部活動の一部が地域スポーツに移行した後も、希望する教員については、過度な活動にならないよう配慮しつつ、継続して指導が行える環境づくりを推進していくべきであります。

## 第2点目は、教員のICT活用指導力向上についてであります。

小学校では令和2年度、中学校では令和3年度、高等学校では令和4年度から実施される新学習指導要領において、「情報活用能力」が「言語能力」と同様に学習の基盤となる資質・能力の一つとして位置づけられ、指導する教員のICT活用指導力が大変重要です。

県教育委員会では、教育センターを中心としてICT活用指導力向上に係る研修等を行っていますが、教員によって生徒に十分なICT活用の指導ができない状況が起こらないようにするためには、全ての教員のICT活用指導力の確実な向上を図っていくことが必要不可欠であります。

については、各教員のICT活用指導力の状況を的確に把握するなどにより、各教員の指導力向上に必要な支援を行い、子どもたちの情報活用能力の向上につ

ながるような取組を進めるべきであります。

**第3点目は、「介護で働きたい！」を増やす参入促進事業について であります。**

今後も高齢者の増加が見込まれ、介護人材の確保が急務となる中、本県においては、2025年の必要人数を充足するために2021年から714人増員するという目標人数が設定されています。

本事業は、介護の仕事のイメージアップ等による参入促進を図るものですが、実際に人材確保につながっているか評価が困難であります。

参加者の介護職への関心は向上したのか、そして参加者は実際に介護職に就いたのか、というように段階的・具体的に評価、分析、検証した上で、介護人材確保の目標値達成に向けて取り組むべきであります。

**第4点目は、「STOP 若者流出！プロジェクト」事業（大学連携）について であります。**

県内の高等教育機関に通う学生の県内就職及び定着に係る取組として、本事業では県内に1名のコーディネーターを配置し、各種取組を実施していますが、現状は、ほぼ鳥取大学専任となっている状況です。

高等教育を受ける短い期間で学生に鳥取定着を選択するよう働きかけるのは容易ではなく、幅広く積極的な取組が必要であります。

2020年度卒業生の県内就職率は、前年度の34.9%から34.0%へ低下しており、県内就職率の向上に向け、コーディネーターの更なる活用が求められます。

ついては、必要に応じコーディネーターの増員の検討も含め、より幅広い高等教育機関におけるコーディネーターの積極的な活用を推進するとともに、他機関との連携を深めることにより、事業の効果をあげ、学生の県内就職・定着への意欲の向上を図るべきであります。

**第5点目は、持続可能な上下水道事業の推進について であります。**

人口減少による料金収入の減少や施設等の老朽化など上下水道事業が多くの課題を抱える中で、持続可能な経営に向けて、県の主導により事業の広域化・共同化計画の策定に取り組んでいますが、広域化・共同化の推進に積極的でない市町村もあります。

については、市町村の自主性を重んじつつも、各市町村がこの取組の必要性を再認識するよう、今後の受益者数の減少や施設・設備の老朽化に伴う更新費用、将来的な上下水道料金の推計などのデータを共有するなど、広域自治体として積極的に市町村と調整し、広域化・共同化の検討を推進していくべきであります。

また、持続可能な下水道事業の取組の一環として、更には脱炭素社会に資する取組として、天神川流域下水道事業で発生する下水汚泥等を活用したバイオガス発電など複合バイオマス資源の利活用の検討が進められています。

その導入可能性の検討のため、令和2年度に民間事業者からの提案が出されましたが、地元住民をはじめ関係市町の理解が十分得られていないまま進められたため、民間提案に基づく事業導入に向けた検討の進捗が思わしくありません。

持続可能な下水道事業の先駆的な事例として、県が広域自治体として関係市町と十分連携を図りながら、積極的にリードしていくべきであります。

#### **第6点目は、まちなか振興ビジネス活性化支援事業について であります。**

まちなか振興ビジネス活性化支援事業は、まちなか振興を図るため商店街振興組合等が行う事業に対し、市を通じて助成する制度として平成25年度に創設されましたが、令和2年度、環境整備等支援事業は1件、出店促進支援事業はゼロ件と、ほとんど利用されませんでした。

また新型コロナの影響で、商店街では、業態転換が求められたり、また業態転換もできない業者も出ているなど、このまま推移すればまちなか過疎が一層深刻な事態となることが懸念されます。

こうした商店街の実情をよく聞き、効果的な支援ができるよう事業内容を再検討すべきであります。

#### **第7点目は、避難所の生活の質向上の取組について であります。**

近年、気候変動に伴う豪雨などの自然災害が頻発化・激甚化する中、高齢者、障がい者など要配慮者への対応だけでなく、子どもが幼い、あるいはペット同伴などの世帯が、周囲への遠慮から避難所生活を忌避することのないよう、心理的側面を含めた適切な避難行動に結び付けていくことが課題であり、必要な資機材を必要な規模で配置するなど、避難所の生活環境を整備することが重要

であります。

令和2年度においては、避難所の生活の質向上事業により、市町村が指定する福祉避難所への段ボールベッドやテント付マンホール対応トイレ等の整備に対して支援されたほか、被災した県民への迅速な備蓄品配送のため、県備蓄倉庫の機能強化が図られたところであります。

一方、要配慮者などさまざまな事情がある方が避難所生活を行う上では、そのニーズの多様さから、あらゆる物資をあまねく避難所に装備することは極めて困難であります。

については、避難所環境をより一層向上させるため、避難所間や市町村間などで物資を融通し合えるような総合調整機能・体制を整えるとともに、資機材整備と併せて、訓練機会などを通じた検証にも取り組まれるべきであります。

#### **第8点目は、鳥取港コンテナ取扱可能性調査について であります。**

アジア諸国等との経済連携協定やCPTPP、RCEPなどの巨大経済圏形成に向けて市場のグローバル化が劇的な進展を遂げる中、コンテナ貨物輸送手段の空白地帯とも言える本県東部圏域においては、国際物流を念頭に置いた海上輸送航路の開設実現が地域経済活性化に少なからぬ恩恵をもたらすものとして、将来に向けた基盤として推進すべきであります。

令和2年度に行った鳥取港コンテナ取扱可能性調査事業においては、初のコンテナ船寄港に対して、紙製品や自動車部品、中古農業機械の荷役作業を無事に完了しており、今後鳥取港を発着点とした物流の活発化に向けて、コンテナターミナルや荷役機械の整備など、さらなる港湾機能の向上が図られるべきであります。

一方、試験輸送に際しては、コスト面を含め空コンテナの調達が課題であったことから、より合理化を図るとともに、貨物量の確保のためさらなるポートセールスの実施など、複数部局で連携した取組が必要であります。

鳥取港長期構想の中で、コンテナ航路の定期就航実現に向けた取組は緒に就いたばかりであり、実現性についてしっかり検証するとともに、長期的視点に立った課題の抽出と、営業輸送に向けた実績を積み上げていくよう、今後より一層努めるべきであります。

以上で口頭指摘の申し渡しを終わります。